

＜議題 107 号＞契約の変更につき議決を求めることについて  
 (草津用水 2 期地区 常盤用水路 (その 1) 工事)

【変更概要】

当初、工事区域は、土壌汚染対策法の指定区域ではないことなどから、発生する汚泥については特定有害物質の土壌汚染はないと想定していた。しかし、本工事で発生した汚泥の溶出試験を行ったところ、基準値 0.01mg/L を上回る特定有害物質のヒ素、鉛が検出された。

このため、当初想定していた処分場から、基準値を超える汚泥を受入れ可能な処分場に変更することとし、それに必要な費用を追加計上したい。

変更前の契約額 1, 394, 023, 000円

変更増額 145, 520, 100円

変更後の契約額 1, 539, 543, 100円

(参考) 契約の相手方 西武・アヤシロ建設工事共同企業体

代表者 西武建設株式会社 京滋営業所 所長 見寺 泰司

特定有害物質の検出状況

	ヒ素	鉛
実績 (mg/L)	0.054~0.005	0.07~0.005
基準値 (mg/L)	0.01 以下	0.01 以下

- ・本地区の農業水利施設は、昭和34年度～昭和45年度に造成され、草津市に広がる818haの農地に琵琶湖からの逆水による農業用水を安定的に供給してきた。
- ・近年は、施設の老朽化により漏水事故等が発生するなど、維持管理に支障を来している状況である。
- ・このことから、農業用水管の更新を行い、水田農業の持続的な農業の確立を図るものである。

(1) 工事内容 推進・シールド工 2,223m  
 (推進工 911m、推進・シールド併用工 1,312m)

(2) 工期 平成30年12月25日～令和3年3月29日



(参考) 推進工法について

- ・ 推進管（コンクリート管）の先頭に掘進機を取り付け、推進管を押し込みながら掘削してトンネルを築造する工法。
- ・ 掘削は、地盤の強度向上等を目的として、薬液を混合した泥水を注入しつつ行う。このため、掘削土は、汚泥の状態となって地上部で回収される。

